

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 3611 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 9 月 2 日

2 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係（電話 011-205-3205）

e-mail : ch.shomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 案件名

中央区公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】

(2) 借受台数

1 台

(3) 借受物品の仕様等

仕様書による

(4) 借受期間及び納入期日

ア 借受期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 11 年 12 月 31 日まで(60 ヶ月)

本調達には、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期日 令和 7 年 1 月 6 日（月）17：15 まで

(5) 借受場所

札幌市役所本庁舎車庫（中央区北 1 条西 2 丁目）

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業（車両リース）」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 告示日から起算して過去 5 年以内に、本市その他の官公庁と同種（自動車の複数年借受）の履行実績を有する者であること。

(7) その他、入札説明書及び仕様書に示す要件を満たす者であり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の送付先、契約条項を示す場所
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和6年9月18日（水）11時30分（送付の場合必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年9月18日（水）13時00分
中央区役所仮庁舎4階 4-A会議室（中央区大通西2丁目9）
- (4) 入札書の様式及び提出方法
入札書は別紙1の様式にて作成し、**持参**又は**送付により提出**すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**令和6年9月18日（水）13時00分開札 中央区公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】の入札書在中**」の旨を記載し、上記2あてに(2)で定める期限までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に「**令和6年9月18日（水）13時00分開札 中央区公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】の入札書在中**」の旨を記載し、上記2あてに(2)で定める期限までに送付（必着）しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
エ 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。
オ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法
書面による持参、郵送（必着）又メールにより提出すること。電話、FAXによる質問は不可とする。なお、様式については質問票（別紙3）を用いること。
イ 提出先及び提出期限
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年9月6日（金）16時00分までの間で提出すること。なお、持参する際は開庁時間（平日8:45～17:15）内で持参すること。
ウ 回答書の閲覧
令和6年9月10日（火）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに中央区ホームページに掲載する。
- (6) 入札の無効
本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (8) 開札の立会等
ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると

認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を一年間あたりの額に換算した額（12 か月分）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約書及び契約書案

別紙5のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。